

奈良県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課及び奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画公園 八・六・七号 平城宮跡歴史公園	奈良市佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各区内